

令和元年11月定例会(付託)
県土整備委員会(その4)
県土整備部

都第 580 号
令和元年 11 月 28 日

徳島市市民環境部
文化振興課長 殿

徳島県県土整備部都市計画課長



徳島市新ホール整備事業に関する「理由書」の提出について（依頼）

旧徳島市文化センター跡地の県有地については、県市双方合意のもと、土地交換について協議を重ねていたところ、その協議中にも関わらず、貴市が新ホール整備事業の優先交渉権者を公表しました。

このことについて、11月25日（月）の徳島県議会11月定例会県土整備委員会において、「県議会の要望」や「市議会の附帯決議」に反し、なぜこのような行動に至ったのかを確認したいとの意見がありましたので、12月11日（水）までに「理由書」の提出をお願いします。

文振発第76号
令和元年12月5日

徳島県知事 殿

徳島市長 遠藤 彰良



徳島市新ホール整備事業に関する依頼文の内容確認について（依頼）

令和元年11月28日付け貴県県土整備部都市計画課長発信の文書(都第580号)において徳島市新ホール整備事業に関する理由書の提出依頼をいただいております。

同文書には、「11月25日（月）の徳島県議会11月定例会県土整備委員会において、「県議会の要望」や「市議会の附帯決議」に反し、なぜこのような行動に至ったのかを確認したいとの意見がありました」と記載されておりますが、このうち「県議会の要望」については、当市ではその正確な内容が把握できていないことから、理由書の作成ができません。

つきましては、理由書作成の都合上、令和元年12月6日（金）までに、同文書にある「県議会の要望」がいつ、どのように出されたものか、また、その具体的な内容を、議事録等裏付けを添付してお示しくださいますようお願いします。

なお、仮に「県議会の要望」が本年10月3日の徳島県議会県土整備委員会でのやりとりを指すのであれば、本年10月8日の県市協議の際、口頭で概略を伺ったことがあります、その内容と本年11月8日の記者会見で徳島県知事が述べられた内容には文意に差があるように見受けられます。また、上記県市協議の際、当市側から貴県担当者に対し、その内容の確認のため議事録等の開示をお願いしておりましたところ、貴県担当者からは、徳島県議会ホームページにて公開されるためそちらを参照されたいとして、開示いただけておりません。また本日現在においても、徳島県議会ホームページには該当の委員会議事録は存在しないため、上記のお願いをするものです。

以上

都第 586 号
令和元年 12 月 5 日

徳島市市民環境部
文化振興課長 殿

徳島県県土整備部都市計画課長



徳島市新ホール整備事業に関する依頼文の内容確認について
(令和元. 12. 5 文振発第 76 号に対する回答)

県議会の要望については、令和元年 10 月 3 日（木）徳島県議会 9 月定例会県土整備委員会において要望されており、内容については、次の 3 点です。

- ・ 県・市双方が納得できるよう、また、拙速とならないよう、しっかりと協議を行ふこと。
- ・ 今後も、土地交換の手続の進捗を、逐一、委員会に報告すること。
- ・ 県有地の利用に関しては、交換契約が固まった段階で、最終的に判断すること。

なお、徳島県議会ホームページにおいて、徳島県議会 9 月定例会閉会日の県土整備委員長報告として、動画配信されております。



文振発第79号
令和元年12月11日

徳島県知事 殿

徳島市長 遠藤 彰良



徳島市新ホール整備事業に関する「理由書」の提出について

令和元年11月28日付都第580号で依頼のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

以上

理由書

徳島市新ホール整備事業の推進にあたり、県との土地交換協議と並行して、市が優先交渉権者を選定、公表した理由については次のとおりです。

1 土地交換の方針に至る経緯について

新ホール整備にあたり、市は、平成30年7月に知事から無償使用の内諾を得たことから、これまでどおり県名義の土地を無償使用させていただくという方針のもと、地下埋設物の解体方針や敷地の境界確定について県との協議を進めてまいりました。令和元年6月の県議会県土整備委員会において委員から無償使用の是非について問題提起された後も、少なくとも県が県名義の土地について市に使用を認める方針に変更はないという認識のもと、県の理解と協力をいただきながら7月1日から事業者の募集に取りかかりました。

その後、7月31日に県から無償使用以外の選択肢も検討するよう依頼があり、市からは9月5日に、引き続き無償でお願いしたい、交換については日程的に困難であるという検討結果を回答していました。

その後、9月17日に県から、県名義の土地については無償ではなく、土地交換が最善との提案がありました。

この時点では新ホール整備スケジュールに影響が出ないよう、有償、無償問題は、土地を交換することにより解決を図るととともに、交換対象地について一定の合意が得られた段階で覚書など何らかの形で、県から土地利用を認めることを明確にしていただくという方向性で協議を行っておりました。

その理解のもと、土地交換の方針で協議を進めることについて市議会に報告した上で、市議会閉会日である9月30日に、その旨を県へ回答しました。

同日に市議会からの附帯決議が出されています。

2 県議会の要望について

「県議会の要望」とは、10月3日の県議会県土整備委員会において、委員から要望のあった次の内容を指すということを県から確認しています。

- ① 県・市双方が納得できるよう、また、拙速とならないよう、しっかりと協議を行うこと。
- ② 今後も、土地交換の手続の進捗を、逐一、委員会に報告すること。
- ③ 県有地の利用に関しては、交換契約が固まった段階で、最終的に判断すること。

理由書の提出依頼文では、「『県議会の要望』に反し、なぜ市が優先交渉権者を公表したのか」ということについて問われていますが、県議会の要望は、県に対するもの、すなわち県が市と協議を行うにあたって県の立場として遵守すべきものとしての要望ですので、市が直接的に、県議会の要望に反することはあり得ないと考えます。

ただ、10月8日の県との協議の場で、県からこの要望があったこと、県として、県議会から県に出されたこの要望に沿う必要があることの説明を受け、市もこれを理解し、市は、県が県議会の要望に沿えるよう最大限の取組を行ってきました。

まず一点目と二点目の要望については、県都市計画課と土地交換に向けて速やかにしっかりと協議を進めるとともに、県議会へ報告するための資料提供など、市として出来る限りの取組を行っておりました。

三点目の要望については、県が要望に沿って「交換契約が固まった段階で最終的に判断する」という方針に切り替えたことから、市としても事業者との契約までに、前述の覚書等ではなく、具体的に土地交換契約をまとめるという方針に切り替え、速やかに土地交換協議を進めてまいりました。

この土地交換協議と事業者選定とは独立した手続であり、土地交換協議と並行して事業者選定を進めていくことは、県都市計画課にも事前に伝えた上で、募集要項等に示し、応募者に説明してきたスケジュールに沿って、10月30日に優先交渉権者の選定、公表を行いました。

知事の記者会見において協議停止の理由として「事業が進むことを前提として優先交渉権者を決定した」ということが挙げられておりますが、市としては土地交換が成立し事業が進むことを前提として行ったものではありません。

募集の際説明し、既に事業者から提案を受け付けている以上、募集の際説明した予定に従って優先交渉権者の決定、公表までは行わざるを得ませんでしたが、県から土地利用の判断をいただけなければ、事業者選定の次のステップである、事業者との契約を締結することではなく、その旨は9月の市議会でも説明しております。

これらのことから、市が「県議会の要望」に反したとは考えておりません。

3 市議会の附帯決議について

次に、9月30日の市議会からの附帯決議について、その内容は次のとおりです。

- ① 県有地問題を早急に解決し、現建設地での新ホール整備が進められることを議会に報告した上で、旧文化センター跡地発掘調査費を執行すること。
- ② 県有地問題に対して、敷地の境界確定及び交換地の合意が得られるまで、新ホール整備を進めるための業者選定作業には、取りかからないこと。
- ③ 県有地問題に対する進捗状況や状況の変化については、適宜、議会に報告すること。

附帯決議については重く受け止めており、決議に沿って埋蔵文化財発掘調査を延期するなど、出来る限りその趣旨を尊重して事業を進めてきました。

ただ、「業者選定作業には、取りかからないこと。」という部分については、既に、7月の事業者募集開始から事業者選定作業には取りかかっている状況であり、附帯決議の文言どおりに実行することはそもそも不可能な内容でした。ただ、市としては決議の趣旨を出来る限り尊重すべきと考え「選定作業を次の段階に進めない」と有意に解釈し、対応することと致しました。

応募の締切りは、9月25日であり、附帯決議が出された時点では、各事業者からの提案が出揃っていました。そうした中、募集した市としては募集の際に示したスケジュールに従って後の処理を行うことは市としての責務である上、選定をせず、放置しておくことは、募集要項等に基づき提案した事業者にとっても、大きな負担を強いられることになりかねない懸念がありました。また、当時の県との協議状況では12月までに土地交換の協議が整い、事業者と契約できる可能性が残されていました。

これらの状況から、優先交渉権者の選定、公表までは一連の手続きとして行わざるを得ず、次の段階である事業者との契約作業に取りかからずに、土地交換協議の進展を待つべきであると考えました。

なお、選定結果については、速やかに事業者へ通知する必要があったことや、市民・県民にとっても関心の高い事業であるため公表を行ったものです。

更に、優先交渉権者とは、土地使用権が確立されるまで契約に向けての交渉を停止することを説明し、ご理解をいただいております。

結果として、優先交渉権者を選定、公表したという部分で、決議の趣旨に沿いきれませんでしたが、市としては事業者の募集条件を遵守することと、附帯決議の趣旨を遵守することの両立が求められる中で、止むを得ない判断であり市議会のご理解を求めて行きたいと考えております。

新ホールの必要性については、県市とも十分理解したうえで旧文化センター跡地での新ホール整備事業に着手しました。県名義の土地についても土地交換という大きな方針の合意はできており、市としては交換対象地を示して、あとは県から交換による取得希望地の提案を待っておりました。県都徳島市に1500席規模の新ホールを建設することが急務であり、それが市民・県民の望むところであるとの認識のもと、早期に新ホールの建設を実現することが第一であると取り組んで参りましたが、事業の進め方についての認識の相違等により事業が停止していることは誠に残念です。

市としては今後、協議再開に向けた市の方針を定め、県にも納得いただいた上で事業を進めたいと考えております。

多くの市民・県民が待ち望む新ホールの実現に向けて、ご理解、ご協力をいただけるようお願ひいたします。